


<p>○ 保安林の解除予定 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公 告】 ○ 公共測量の終了 ○ 落札者等の決定 〃 随意契約の相手方の決定</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>〃 〃 用度課 〃 〃 監理課 〃 〃 治山課 〃 〃 道路整備課</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県告示第五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和五年十月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
小田郡矢掛町中字国司二〇六二の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

令和5年10月10日 岡山県公報 第12539号

◎岡山県告示第五百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市場青木線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
小田郡矢掛町東三成字烏ヶ滝四〇四七番 四地先から	新	九・〇 二四・〇	一五〇・五
小田郡矢掛町東三成字烏ヶ滝四〇四七番 一四地先まで	旧	二・四 三・一	一五〇・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 宍粟真備線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市真備町有井字才ノ木二五一番一 地先から	新	六・一 二〇・一	一三八・八
倉敷市真備町有井字才ノ木二五一番一 地先から	旧	二・二 八・八	一三八・八

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上横野兼田線
- 三 道路の区域

一 道路の種類 県道
 二 路線名 尾原賀陽線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
津山市上横野字松山下九五番一地从先から 津山市下横野字大西垵一一八二番三地从先 まで		新	一一・〇〇 三五・〇〇	三二・三・九
津山市上横野字松山下九五番一地从先から 津山市下横野字大西垵一一八二番三地从先 まで		旧	六・五〇 二八・〇〇	三二・三・九

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
加賀郡吉備中央町豊野字丸山四三四四番 一地从先から 加賀郡吉備中央町豊野字丸山四三四五番 一地从先まで		新	七・九〇 一六・四〇	三三・三
加賀郡吉備中央町豊野字丸山四三四四番 一地从先から 加賀郡吉備中央町豊野字丸山四三四五番 一地从先まで		旧	七・五〇 九・五〇	三三・三

令和5年10月10日 岡山県公報 第12539号

◎岡山県告示第五百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日（時間）
県道	落合建部線	真庭市旦土字宮ノ後二四九番一地先から 真庭市旦土字円開一七一五番地先を経て 真庭市旦土字岡野ケ市一七一二番五地先まで	令和五年 十月十二 日（十四 時）
県道	上横野兼田線	津山市上横野字松山下九五番一地先から 津山市下横野字大西塔一一八二番三地先まで	令和五年 十月十日
県道	尾原賀陽線	加賀郡吉備中央町豊野字丸山四三四番一地 先から 加賀郡吉備中央町豊野字丸山四三四五番一地 先まで	令和五年 十月十日

〔五一一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年十月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

院中地内	測量区域
浅口市鴨方町六条	測量の種類
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）	終了年月日
	令和五年九月二十二日

〔五一二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和五年十月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
パルス法NMR測定装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和五年七月二十八日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社三ツワフロンテック 岡山営業所
倉敷市老松町三―八―七 ビバリーガーデン老松
- 五 落札金額
三五、七八八、五〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、二五三、五〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和五年六月十六日

〔五一三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和五年十月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 購入する物品の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬（イナビル） 一九、〇〇〇人分
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 契約の相手方を決定した日
令和五年七月二十七日
- 四 契約の相手方の名称及び住所
第一三共株式会社
東京都中央区日本橋本町三丁目五番一号
- 五 契約金額
三二、八九六、六〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、九九〇、六〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 七 随意契約の理由
政令第十一条第一項第一号に該当するため

〔五一四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和五年十月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 購入する物品の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬（リレンザ） 一七、九〇〇人分
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 契約の相手方を決定した日
令和五年七月二十七日
- 四 契約の相手方の名称及び住所
グラクソ・スミスクライン株式会社
東京都港区赤坂一丁目八番一号
- 五 契約金額
四〇、六〇〇、七八〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、六九〇、九八〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 七 随意契約の理由
政令第十一条第一項第一号に該当するため